

水稻病虫害防除対策全国協議会設置要領

1 開催趣旨

近年、温暖化等の影響によって、病虫害の発生時期の早期化、発生量の増加、発生地域の拡大がみられ、従来の防除体系で被害の防止が図れていた農作物についても被害が生じるようになってきている。

令和2年度の水稲作では、暖冬の影響で越冬したスクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）が多かったため、複数の地域で平年に比べて発生が増加し、田植え・播種後の苗への食害が生じている。さらに、夏期に高温となるとの気象予報が出されていることから、今後、トビイロウンカや斑点米カメムシ類についても平年より発生量が増加する可能性もあり、甚大な農作物被害を生ずるおそれがある。

これらの状況を踏まえ、水稻の生産に被害を生ずる病虫害（以下、「水稻病虫害」という。）の防除の徹底を図るため、各地域における発生状況や被害状況等を共有するとともに、効果的な対策の検討を行うことを目的として、都道府県、試験研究機関、関係団体、農林水産省による水稻病虫害防除対策全国協議会（以下、「全国協議会」）を設置・開催する。

2 検討事項

全国協議会は、次に掲げる課題に関して、都道府県等から発生状況等の情報を収集し、関係者で情報を共有するとともに、課題の解決に向けた技術的な対応の検討や都道府県等への情報提供等を行う。

(1) スクミリンゴガイの地域全体による防除対策の構築

地域の実態に即した防除対策マニュアルの作成・普及や、農業用水路での防除を含めた地域全体での取組により、被害低減を可能とする防除体系を構築する。

(2) ウンカ類や斑点米カメムシ等水稻病虫害の防除体系の点検・見直し

地域の実態に即した防除対策マニュアルの作成・普及により、夏期の高温による多発生に備えた防除体系の点検・見直しを行う。

(3) 温暖化の影響を踏まえた総合的な病虫害防除体系の再構築

被害が発生しにくいほ場管理、発生状況の把握・情報提供、有効な防除対策の実施等の総合的な病虫害防除体系を、温暖化の影響を踏まえ、地域の実態に応じて再構築する。

3 構成

- (1) 全国協議会は、以下に掲げる者をもって構成する。
- (2) 全国協議会には、議長を置く。
- (3) 議長が必要と認めるときは、(1) 以外の関係者を協議会に参加させることができる。

① 都道府県（植物防疫部局、生産部局、普及部局、農地整備部局（除 北海道・東北・北陸地方）*）

② 試験研究機関

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

③ 関係団体

全国農業協同組合連合会

一般社団法人日本植物防疫協会

④ 農林水産省

政策統括官付穀物課

生産局技術普及課

農村振興局整備部農地資源課*

農林水産技術会議事務局研究開発官室

消費・安全局農産安全管理課

消費・安全局植物防疫課

地方農政局消費・安全部農産安全管理課

地方農政局農村振興部農地整備課（除 北海道・東北・北陸地方）*

地方農政局生産部生産振興課

地方農政局生産部生産技術環境課

北海道農政事務所消費・安全部農産安全管理課

北海道農政事務所生産経営産業部生産支援課

⑤ 内閣府

沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課

沖縄総合事務局農林水産部農村振興課*

沖縄総合事務局農林水産部生産振興課

沖縄総合事務局農林水産部経営課

(注釈)

* 2 検討事項 (1) のみ対象。

4 運営

- (1) 協議会は、植物防疫課長が招聘する。
- (2) 協議会の議長は、植物防疫課長が行う。
- (3) 協議会の事務局を植物防疫課に置く。
- (4) この要領に定めるもののほか、全国協議会の運営に必要な事項は、議長が定める。

5 開催予定

第1回：令和2年7月30日（オンラインで開催）

第2回：令和2年9月

（第3回以降は対策の進捗に応じて時期を選定）